

宮城県自然環境保全審議会

日時：平成 28 年 3 月 22 日（火）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

場所：県庁 9 階 第 1 会議室

配布資料

- 資料 1 宮城県生物多様性地域戦略の総合的な推進について
- 資料 2 ラムサールトライアングルについて
- 資料 3 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターのリニューアルオープンについて
- 資料 4 宮城県県民の森中央記念館リニューアルオープンについて
- 資料 5 緑地環境保全地域の新規指定について
- 資料 6 県内における太陽光発電開発状況について
- 資料 7 宮城県自然環境保全審議会自然環境部会における審議結果について
- 資料 8 温泉部会に係る許可状況一覧

1 開 会

2 あいさつ（環境生活部佐野部長）

3 報 告

事務局から、配布資料の確認後、本日の出席者数を報告（構成委員 24 人中 15 人が出席しており、定足数を満たしているため、当審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、当審議会が有効に成立）。当審議会については、平成 12 年 3 月 21 日に開催されました当審議会において審議された結果、審議案件については公開、各部会の審議結果報告については内容によって一部非公開であることを報告。

本日は、報告事項の（6）②温泉部会からの報告は一部法人及び個人の事業に関する情報が含まれていることから非公開とし、それ以外は公開で行うことを報告。

4 議 事

当審議会条例第6条第1項の規定により田中会長が議長となる。

田中会長：（あいさつ）の後，進行を行う。

規定により議長を務めさせていただきます。はじめに本日の予定ですが，審議会の終了予定は午後3時30分までとなっておりますので，委員の皆様には会議の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは，報告事項の（1）宮城県生物多様性地域戦略の総合的な推進について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料説明

田中会長：ありがとうございました。ただいまの報告につきまして，ご質問等はございますか。

田中委員：本県の生物多様性がどういったレベルにあるのか，全国的なレベルとか指標は。また目指すものはイベントの数ではないですよね。

事務局：明確な指標は持ち合わせてはいない。また，推進会議でもご意見はいただいております，例えば生物多様性はあまり知られていないが，アンケートなどを取りその認知度を上げていくのも必要ではないか。取組を広げていけば認識も広がるのではないかとの意見。今年もタウンミーティングのなかではアンケートで取らせていただいている。知っているか知らないかどんな取組をしているか、などを取らせていただいている。そもそも，自然環境に関心のある方がこうしたイベントに参加しており，回答の7～8割の方が知っていると回答しており，全国レベルを上回ってはいるが，一般に取れば認知度は下がると思う。指標としては正確性には欠けるが，引き続き28年度もアンケートを取りながら効果を図っていきたいと思っております。

田中委員： イベントの開催がメインとなるのか。

事務局：タウンミーティングやシンポジウムを引き続き開催させていただくとともに，また表彰制度もあります。特にお子様達を念頭においた20年計画であることから，ずっと取り組んでいただけるようにやっていきます。

玉手委員： いろいろイベントの話が出たが、学校・児童・教育の場では実際に生物多様性に触れるイベントも必要と思う。

南三陸町レジャーセンター・旧志津川の戸倉にありました自然環境活動センターの近くに、とてもいい生物多様性を勉強できる多様性に満ちた海岸があり大学の実習もする所で、自治体の持っているこうした資源もあることから、県全体で情報を共有して実体験を持った活動をバックアップしていただきたい。

齊藤委員： 具体的な取組はなかなか難しいと思いますが、例えば（１）の生物多様性地域戦略推進会議にいろいろな各団体が集まると書いてあったが、この会議の内容を存じ上げてはいないが会議に参加している・参加していないにかかわらず実際に地域で生物多様性の保全・取組を行っている団体を行政として支援するとか、この推進会議の内容を幅広く県民に広げ、いろんな方の参加の促進をするとか、実際の保全活動の支援をしていただきたい。

また（３）で今回６校・小学生が表彰されていますが、今回発表を拝見しましたが、どこの学校も実際に地域で調査されていますのでその地域をサポート・発展させていくとすれば、単なる教育的な試みというよりは、実際の保全につながると思いますので、期待しております。

高階委員： 生物多様性・戦略推進会議・タウンミーティング・表彰はそれぞれの企画に参加して話を聞いていますが、その感想として県は率先してチャレンジし企画していくのは賛成ですが、その効果がどのような範囲でどの程度あったのか気になりました。

タウンミーティング・生徒さん達の表彰制度はありますが、生徒さんも全部が来たわけで無く代表の方が来たようですし、その時の中静先生の話もありましたけれども折角の機会でもあれば本当に私どもが狙いとするものが理解できたのか一つでも新しいことが分かって帰っていただけたのかということについて、もう少し検討していただいた方がいいのではないかと思います。

特にいろんな場でこうした話をさせてもらっていますが、関心のある方が参加してもらい実行してもらっていますが、そうでない方と極端に離れる部分大きいものですから、底辺をひろげる意味でも多くの方に理解して帰ってもらって、それをまた広めるという方向が必要ではないかと思いますので、是非企画して進めるにあたりその効果がどのくらいあったかを図りながら、次に事業に取り組んでいただきたいし、あとは学校について表彰の対象は、お聞きしたかったのですが、これは、理化学研究発

表会などとも関連するかと思いますが、小中学校・高校も含めてそういう方の研究も有る程度関連するものがあると思いますので、この学校については県の方で多様性についてどういう取組を対象とした募集されてこういう発表になったのでしょうか。

そのところが、学校代表というのがわかりにくかったのですが、どういう応募の仕方をしたのでしょうか。

事務局：この表彰については、各学校を対象としており各圏域の教育事務所に推薦をお願いし、とりまとめていただき、こちらにあげていただく形で行っております。

高階委員：高等学校の生徒さんからお菓子をいただいたりして、非常に和やかな雰囲気での表彰式ではありましたが、広く多くの将来の子どもさん達がこの多様性を理解していただくために、中静先生の分かりやすい話を広く、こうゆうある部分だけに参加しない子どもさん達にも伝えていけるような場面があればいいなあーと考えます。今後の取組としてよろしくお願ひしたいと思います。

早坂委員：生物多様性の戦略のタウンミーティングとはどのようにアナウンスされて集められたのか気になった。といいますのは日本自然保護協会主催の生物多様性の公開講座があったのですが、中静先生に講師をお願いしてそちらでやらせていただいたのですが、参加者は自然観察指導員がほとんどで、なぜかと言うとたぶんアナウンスしたのが自然観察指導員へのダイレクトメールでいったのだからと思うのですが、そこに集まったのは中静先生が理事をされている自然保護協会、もうお一人方は協会の方が講師をされたのですね。

聞いているのは自然保護協会の中の自然観察指導員だけという形ですごくみんな熱心に聞くので、これは会としては成功だと思いますけれども、生物多様性というのを、一般の方に知らせるという意味では違うのではないかなと思ったので、このタウンミーティングは生物多様性を皆さん市民の方々にといいは分かるんですけども、どういうアナウンスをなされて、どういう方々が集まれたのかなというのが少し気になりました。

今度どういう方がいらっているのか分からないのですが、もっと広くアナウンスの仕方があるのではないかなと思いますので、今回はどのようになされていたのか、お伺ひしたいと思います。

事務局：アナウンスについては、1番の施設のイベントと協働でやらせていただいた分については、施設のイベントと協力して行ったということから施設のホームページで行った。また、県のホームページにも掲載しております。

2番のものづくりタウンミーティングは、こちらは伊豆沼・内沼のサンクチュアリセンターと協力してサンクチュアリセンターのホームページと県のホームページを利用させていただいております。また、昨年、計画策定の為のタウンミーティングも行いましたが、その時に参加された方々に個別に連絡をさせていただいております。

3番の仕事の結びつきは、そもそも林業職の研修であり、対象が限られていることもあるため、その範囲の告知を行っております。

田中会長：よろしいでしょうか。

それでは、生物多様性の戦略の推進ということでございますので、多様な取組があって、それらについて効果を上げていくことが大事な事だと思います。今、いただいたご意見を参考に今後、推進していただければと思います。

続きまして、報告の(2)ラムサールトライアングルについて事務局から説明をお願いします。

事務局：資料説明

田中会長：ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますか。

伊藤(絹)委員：パンフレットもすばらしい物が出来上がって、分かりやすくいいと思います。宮城県のラムサールトライアングルが非常に需要だということ为例え他の県・あるいは世界と比べてというような比較することによってここが重要ですよということが分かるので、そんなことをうまく入れてもらえればというふうに思いますけれども、どの程度重要なのか、この湿地が渡り鳥にとってどんな風に重要なのかということが他の人も比較して分かりやすい情報も入れていただければいいなど、希望ですけれど。

平吹委員：先ほどの生物多様性地域戦略に関する取組や議論を思い浮かべながら聞いていました。この活動は地域の核になる施設や人材の組織化を進めるべく、県が率先して実施

しようとするパイロットプロジェクトとしての意義ももつのかなと感じました。その意味でも、「地域の宝」と書いてある湿地の自然環境や渡り鳥、住民の皆さん、特に地域の子どもたちといった構成要素間の繋がりをどうプロモーションしていくのか、関心が集まる場所だと思います。

田中会長： よろしいでしょうか。それでは、今、伺った御意見を参考にしながら進めていただけるようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは続きまして、報告の（３）自然保護課所管施設のリニューアルオープンについて事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料説明

田中会長： ありがとうございます。2件の説明リニューアルを紹介いただきました。それでは、ご発言はございますか。

(質問等なし)

田中会長： よろしいでしょうか。それでは、報告の（４）緑地環境保全地域の新規指定について事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料説明

田中会長： ありがとうございます。今後のスケジュールも含めて説明をいただきました。ご発言はございますか。

平吹委員： 学術調査に関わっている者として、少し情報を提供させて下さい。現在、宮城県在住の豊富な調査経験や情報をお持ちの専門家の方々と一緒に、野外調査を進めているところです。対象地域は都市近郊に位置し、自然とのふれ合い活動が盛んであったり、産業廃棄物の埋め立て地や土取り場があったりもする反面、里山としての良好な自然が残っている場所のようです。成果については来年ご報告させていただくことになるかと思えますので、よろしく申し上げます。

田中会長： よろしいでしょうか。それでは、平吹先生がおっしゃったようにスケジュールどおり進めば、29年度の審議会となることとなります。

続きまして、報告の(5)県内における太陽光発電開発状況について事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料説明

田中会長： ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何かございますか。

伊藤(絹)委員： この件につきましては、審議会の案件になっているものが資料の6の※印 1と2があるが印のないものはどこで審査するのか。

事務局： 行政側の判断となります。

玉手委員： 太陽光発電この内容について承りましたが、わたくしは以前山形県の環境審議会におりまして山形県は風力発電が非常に問題になり、自然公園の内ということで、かなり慎重に検討した経緯がある。太陽光も含めて新エネルギーに関して環境審議会でも今後検討するような事も増えるのではないのだろうかと思えますけれども、特に話をした風力発電等に関しては、宮城県では今後可能性があるのか。

事務局： 風力発電は宮城県でも検討は進んでいるが、具体的には別の部署が担当しており、まだ検討を進めている状況で、具体的には申し上げられない。仮に自然公園の中で設置をしたいということであれば、景観影響・自然環境への影響も大きいことから審議会でご議論いただく場合もあろうかと認識しております。

益子委員： ここに書いてある林地開発許可の審査基準があつて一定比率の森林を残せば基本的にはOKということなのではないでしょうか。要はどこまで審議・審査をして25%よりもっと残せという議論はまったく無いのでしょうか。

事務局： 森林法の審査基準につきましては、全国一律となっております。太陽光につきましては事業用地造成となっております概ね25%を残すことによって環境等への影

響を軽減するという形となっております。この森林法上は審査基準に合ったものについては「許可しなければならない」という内容になっており、現在はこういう形で運用されております。

資料には出しておりませんが、大規模開発20ha以上の開発に適用されることになるが、そうした場合には、自然環境への影響が当然あるため、県と協定を結び自然環境に配慮する手続きを取っていただく事になっております。

益子委員： 1週間ほど前でしょうか、新聞に出ていたがもちろんこちらではないが、愛知万博で残した海上の森がメガソーラーで開発されてしまったということが事後で分かったという話がありましたのでそういったことも深刻な状況でちょっと心配な部分でお聞きしたかった。

事務局： 愛知万博の件につきましては、完全に違反開発ということで、当県につきましても一昨年から違反開発がかなり問題化されておまして、当県の場合は土砂採取の違反開発は多いのですが、太陽光につきましても今後監視の目を強くして違反開発の無いように進めてまいります。

齊藤委員： この事業が実施される場所がどういう場所かよく分からないのですが、先ほど話題に出てきた緑地環境保全地域のところではできないと思うが、林地開発といっても植林したところか自然林なのか違いがあると思うがそのあたりはどういった制度・規則・条例的な区割りがいいのか、県で行政的に判断するとしたが、その判断の基準はどのようなふうになっているのか。

事務局： 自然公園等であれば自然公園法やそれを受けて条例も制定しており、緑地環境保全地域においては自然環境保全条例があるため、その中で具体的に許可基準に基づき判断をしております。

林地の場合の基準は、地域森林計画が対象となっており、中には人工林・天然林両方入っております。また残地森林につきましては特に森林の形態を取っておれば特に問題はない形となっておりますが、開発の中身につきまして25%の森林を残したりとか、形状・造成の角度につきましては何度以上では許可しないとした基準があり、いろいろな基準を通ったものを許可しております。

若干、補足しますと、林地開発の許可は地域森林計画の民有林に限られております

ので、そうしたところで開発が行われた場合にこの許可が必要となります。

平吹委員： 全国で問題となっているメガソーラー設置にかかわる土地改変やその後の緑化については、宮城県の場合、協定やお話しいただいた仕組みがあるので「大丈夫」という認識でよろしいのでしょうか。

また、この審議会の所掌事項ではないのかもしれませんが、例えば「緑地25%を計画地内のどこに、どんなふうに配置することが望ましいのか。」、「計画地の周囲に、目隠しとなりうる高木、樹林帯の配置を促すことは可能なのか。」、「パネル間の空間を、郷土種による草地として緑化・維持していただくことは可能なのか。」といった具体的な対応を網羅したガイドラインを策定しておくことが必要ではないかと思えます。

事務局： 森林法の基準につきましては緑地の残す位置についての基準がありまして、20haごとに概ね30mの幅で周囲に残すという形でバッファゾーンにもなりますし回廊・コリドーという形にもなりますので残すように指導をしております。

今後、このまま森林の開発が進んでいくと今のところ現状はこうした形で、宮城県に特に大規模開発要綱があることからある一定の規制がなされており、そのような状況を今のところは続けていくという形になります。

早坂委員： 一定比率を残すという場合、ここを残してくださいという場所指定はできるのか。例えば希少植物の群生域がそこに限られているという場合、開発の側がここは全部広げて開発をしたいとした場合に「ここは止めてください」と誰かが言えば止めていただけなのでしょうか。それとも25%の一定比率を残していますからこれは許可をしなければならぬという立場なのか伺いたい。

事務局： 特に森林の開発で10haを超えている場合の森林の開発につきましては、森林審議会にかけることになっております。その中で話題になるのが、この希少動植物が出た場合については、対応を業者に求めていく場合もあります。

事前の調査ではアセスメントほどの調査を事前に行うのは難しいので文献調査で確認あるいは伐採とか事前の調査で確認された場合は、業者に対応あるいは計画を見直したり移植を行ったりとそうした対応を業者に指導を行っております。

早坂委員： そうすると、森林審議会でストップをかけるということでしょうか。たとえば、自然保護団体とか他の団体にはアナウンスされないわけですよね。そうすると「ここあったのに」というのが後から分かって許可してしまうこともあるのですね。

事務局： 環境への影響という審査もありますので、見つければ事後であってもできるかぎり指導をおこなっていきます。林地開発の許可というのは、出してしまうばそのままでもなく許可の工事が完了するまでこちらの方で管理する形となります。

もしそういう事案が見つかった場合は、なかなか規制は難しいが指導を行っていきたいと考えております。

田中会長： よろしいでしょうか。申請については適切な対応をいただくことと、次年度以降も審議会の中で審議いただき、見させていただく必要があるのかなと思います。よろしくをお願いします。それでは最後の報告事項（6）ですけれども、最初に「自然環境部会における審議結果について」の御報告をお願いいたします。

事務局： 資料説明

平吹部会長： 自然環境部会の審議結果を報告

田中会長： ありがとうございます。ただいまのご説明いただいた内容につきまして、ご質問はございますか。

(質問等なし)

田中会長： よろしいでしょうか。次に報告（6）②なのですが、冒頭で事務局から申し上げましたとおり、温泉部会の報告事項については非公開となりますので、傍聴者・報道機関の皆様には、ここで一旦、御退席願います。

田中会長： 温泉部会に係る許可状況について、益子部会長から御報告をお願いいたします。

益子部会長： 資料により報告

田中会長： ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、なにか確認されたい事項はございますか。

(質問等なし)

田中会長： よろしいでしょうか。

田中会長： ここで、退席していただいております傍聴者・報道関係者の皆様を会場に御案内いたします。

田中会長： 次に、次第4 その他ですが、各委員の皆様からございますか。

高階委員： 今日いただきましたパンフレットをいろいろな方にお話しをして行きたいと思いますが入手の方法は。

事務局： 生物多様性のリーフレットは無償で配布しております。県庁・各地域の合同庁舎にも在庫があるので配布できます。

自然保護マップの方は県庁地下1階の県政情報センターで一部640円で有償で販売しております。また、当課のホームページにデータ掲載しておりますので、それをダウンロードして利用していただいても構いません。

齊藤委員： 小・中学校とかには配ってありますか。

事務局： 今現在は学校には配っておりませんが、来年度増刷を計画しており検討いたします。

田中会長： それでは、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。御協力ありがとうございます。進行を事務局にお返しします。

司 会： 以上をもちまして、本日の宮城県自然環境保全審議会の一切を終了いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただき誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

